

# 年金記録訂正請求に係る答申について

九州地方年金記録訂正審議会  
平成27年7月6日答申分

## ○答申の概要

(1) 年金記録の訂正の必要があるとするもの 0件

(2) 年金記録の訂正を不要としたもの 2件

厚生年金保険関係 2件

厚生局受付番号 : 九州 (受) 第 1500035 号  
厚生局事案番号 : 九州 (厚) 第 1500021 号

## 第 1 結論

請求期間について、請求者の A 事業所における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日の訂正を認めることはできない。

## 第 2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 15 年生  
住 所 :

### 2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 昭和 37 年 10 月 15 日から昭和 38 年 2 月 1 日まで

国の記録では、A 事業所における厚生年金保険被保険者資格の取得日は昭和 38 年 2 月 1 日となっているが、私は前職を昭和 37 年 10 月ごろ退職した後、すぐに同社に入社し、B 事業所内で勤務したことを記憶している。請求期間において、支給された給与から厚生年金保険料が控除されていた記憶があるので、請求期間について厚生年金保険の被保険者記録を訂正してほしい。

## 第 3 判断の理由

請求期間については、A 事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票により、当該期間における厚生年金保険の被保険者記録が確認できる同僚に照会したが、請求者が請求期間において同社に勤務していたことをうかがわせる陳述を得ることができない。

また、当時の経理担当者は、請求期間当時の A 事業所における厚生年金保険の取扱いについて、入社と同時に厚生年金保険の加入手続をせず、保険料控除も行っていないと陳述しているところ、前述の被保険者原票により厚生年金保険の被保険者記録が確認できる複数の同僚は、入社後、数か月の試用期間があり、当該期間中は厚生年金保険に加入させてもらえなかった旨陳述している。

さらに、適用事業所名簿によると、A 事業所は、既に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっている上、元事業主の妻は、「当時の賃金台帳等は保管していない。」と陳述しており、請求者の請求期間に係る給与からの厚生年金保険料控除の状況などについて陳述及び関連資料を得ることができない。

このほか、請求者の請求期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関係資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険の被保険者として請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

厚生局受付番号 : 九州 (受) 第 1500034 号  
厚生局事案番号 : 九州 (厚) 第 1500022 号

## 第 1 結論

請求期間について、請求者の A 事業所における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日の訂正を認めることはできない。

## 第 2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 11 年生  
住 所 :

### 2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 昭和 37 年 10 月 1 日から昭和 38 年 2 月 1 日まで

国の記録では、A 事業所における厚生年金保険被保険者資格の取得日は昭和 38 年 2 月 1 日となっているが、私は前職を昭和 37 年 9 月末に退職した後すぐにトラックの運転手として同社に入社したことを記憶している。請求期間において、支給された給与から厚生年金保険料が控除されていた記憶があるので、請求期間について厚生年金保険の被保険者記録を訂正してほしい。

## 第 3 判断の理由

請求期間について、A 事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票により、当該期間における厚生年金保険の被保険者記録が確認できる同僚の陳述から判断すると、勤務期間の特定はできないものの、請求者は、厚生年金保険被保険者資格の取得日（昭和 38 年 2 月 1 日）以前から同社に勤務していたことが推認できる。

しかしながら、当時の経理担当者は、請求期間当時の A 事業所における厚生年金保険の取扱いについて、入社と同時に厚生年金保険の加入手続をせず、保険料控除も行っていないと陳述しているところ、前述の被保険者原票により厚生年金保険の被保険者記録が確認できる複数の同僚は、入社後、数か月の試用期間があり、当該期間中は厚生年金保険に加入させてもらえなかった旨陳述している。

また、適用事業所名簿によると、A 事業所は、既に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっている上、元事業主の妻は、「当時の賃金台帳等は保管していない。」と陳述しており、請求者の請求期間に係る給与からの厚生年金保険料控除の状況などについて陳述及び関連資料を得ることができない。

このほか、請求者の請求期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関係資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険の被保険者として請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。